

施策の柱	施策の方向性と主な取組	具体的な取組	現状と課題	課題解決に向けた今後の方向性
1 共生社会の実現に向けた取組の推進	<p>(1) 障害を理由とする差別の解消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進 <p>(2) 権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度等の利用促進 ・障害者虐待防止の取組の推進 <p>(4) 市民の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会実現に向けた市民等の意識啓発 	<p>○障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>○障害者虐待防止の取組の推進</p> <p>○共生社会実現に向けた市民等の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種啓発イベントの開催 (手話言語条例制定記念イベント、ふくしのひろば等) ・小中学校長会を通じた啓発(インクルーシブ教育推進) ・ハローワークを通じた障害者を雇用する職場への啓発 ・各種媒体を活用した市民啓発、啓発チラシの作成・配付 ・研修会開催(市職員等) ・差別事案の情報収集、個別事案への対応、関係機関からの事案発生時の連絡徹底 ・虐待の早期発見・早期支援の取組継続 <p>(2) 成年後見制度等の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者による意見交換の場として、連絡連携会議を設置 ・市民向け制度説明講座の開催など制度の周知啓発 	<p>○障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>○障害者虐待防止の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を令和3年4月1日から施行 ・福祉事業所からの差別事案の報告0件、報告内容等の見直しが必要 <p>○共生社会実現に向けた啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日報主催フォーラム(コミュニケーションに関する講演)11/3 ・市職員対象の研修会の開催、民生委員対象の研修会の開催 ・広報上越 障害に関する特集記事12月号 <p>○成年後見制度等の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見人不足の声があるが、100%対応できている状態 ・社会福祉協議会が法人後見を実施 ・更なる利用促進に向け、制度の周知啓発を図る必要がある 	<p>○障害者差別解消に向けた普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業所からの差別案件の報告について、虐待を受けた当事者が他の人には知らせないでほしいとの訴えがあり、報告につながっていない。内容を簡素化し、件数の報告のみを求めることとし、緊急的事案や深刻な事案のみ詳細な情報を提供いただく形に変更する <p>○共生社会実現に向けた啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報上越やホームページ等各種媒体を活用し、障害の理解を進める ・市職員対象に研修会を計画的に実施し、全職員が障害に関する正しい理解のもと、日々の業務にあたる体制を作る(Ｒ3年度は主任級職員が対象) ・民生委員や町内会長に対し、障害に関する研修会を実施し、障害に関する理解を進める ・市民対象の障害に関する理解を進めるためのフォーラムを継続し、障害者に関する理解の普及啓発に努める <p>○成年後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者による意見交換の場「連絡連携会議」の継続実施 ・成年後見制度の利用が必要な人が利用につながるよう、周知啓発を徹底する
2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現	<p>1-(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の退院後の支援 ・共生社会実現に向けた包括的な支援体制の構築 <p>(1) 包括的な支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実・強化 ・ニーズ等を踏まえた計画相談の実施 ・地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進 ・各種支援策の適切な活用につなげる効果的な情報提供の実施 <p>(2) 障害福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの質の向上に向けた取組に係る体制の構築 ・共生型サービスの円滑な導入 ・グループホームの整備促進 ・施設入所支援の継続 ・緊急短期入所用居室の確保 ・ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実 <p>(3) 各種助成制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等の動向を踏まえた医療費助成制度や各種手当支給制度の適切な運用 	<p>○精神障害者の退院後の支援</p> <p>○共生社会実現に向けた包括的な支援体制の構築</p> <p>○相談支援体制の充実・強化</p> <p>○ニーズ等を踏まえた計画相談の実施</p> <p>○各種支援策の適切な活用につなげる効果的な情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔が見える関係づくりに向けた医療・福祉合同での研修 ・入退院支援の在り方や地域での生活の継続に向けた具体的な支援について、精神科病院のソーシャルワーカー等の関係機関と地域定着支援事業所、相談支援専門員等を対象とする研修会等の開催 ・ケアプラン作成研修や事例検討等を通じた相談支援専門員の資質向上 ・関係機関同士の連携による地域移行、地域定着の推進 ・ICTによるネットワークを活用した多職種連携推進 ・地域における連携ツールの活用 ・各法人の連携による職員研修や人材交流を通じた人材の育成・確保 <p>○地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の運営法人との定期的な意見交換会の実施 <p>○障害福祉サービスの質の向上に向けた取組に係る体制の構築</p> <p>○共生型サービスの円滑な導入</p> <p>○グループホームの整備促進</p> <p>○施設入所支援の継続</p> <p>○緊急短期入所用居室の確保</p> <p>○ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護、生活介護等共生型サービスの提供 ・医療的ケアに対応したグループホームの整備 <p>○県等の動向を踏まえた医療費助成制度や各種手当支給制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成事業 ・各種手当支給事業 	<p>○精神障害者の退院後の支援</p> <p>○共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築</p> <p>○相談支援体制の充実・強化</p> <p>○ニーズ等を踏まえた計画相談の実施</p> <p>○各種支援策の適正な活用につなげる効果的な情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年度から圏域相談員の配置がなくなる⇒地域移行、地域定着の推進方法の見直し ・相談支援専門員不足(30人)⇒認定決定期間が長い理由の1つ ・市主催による医療、福祉合同での研修は開催していない(県主催の自立支援協議会部会は存在) ・R2から地域包括支援センターで障害者や生活困窮相談に応じている⇒相談支援事業所と地域包括支援センターの顔が見える関係づくりが必要 ・自立支援協議会、福祉人材育成部会を開催している <p>○地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内4つの地域生活支援拠点について、本来の機能が発揮されていない <p>○障害福祉サービスの質の向上に向けた取組に係る体制の構築</p> <p>○共生型サービスの円滑な導入</p> <p>○グループホームの整備促進</p> <p>○施設入所支援の継続</p> <p>○緊急短期入所用居室の確保</p> <p>○ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定決定期間が長い(約2か月) ・重症心身障害者(強度行動障害含む)の緊急短期入所可能な施設の不足 ・強度行動障害に対応できる職員の不足⇒受入れ可能施設の不足 ・サービス利用者増 ⇒ 給付費増(精神2級の障害者増加) ・65歳から介護保険優先となる ⇒ 相談支援専門員とケアマネの顔が見える関係づくり(スムーズなつなぎ) ・共通のネットワーク、連携ツールがない ・新型コロナウイルスの影響により、事業所を紹介する説明会を開催できていない <p>○県等の動向を踏まえた医療費助成制度や各種手当支給制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度対象者への周知の徹底 	<p>○精神障害者の退院後の支援</p> <p>○共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築</p> <p>○相談支援体制の充実・強化</p> <p>○ニーズ等を踏まえた計画相談の実施</p> <p>○各種支援策の適正な活用につなげる効果的な情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の確保【政策協議案件】 ・医師会在宅医療推進センターが運用している情報共有ツール(MCS)の市内福祉事業所での活用(R4.4～) ・市内法人職員を対象とした研修会の開催(法人職員同士の顔の見える関係づくり)を進める。⇒福祉人材育成部会での検討継続 <p>○地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点同士の協力体制構築⇒地域における障害者を支える体制の構築【政策協議案件】 <p>○障害福祉サービスの質の向上に向けた取組に係る体制の構築</p> <p>○共生型サービスの円滑な導入</p> <p>○グループホームの整備促進</p> <p>○施設入所支援の継続</p> <p>○緊急短期入所用居室の確保</p> <p>○ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療的ケア」や「強度行動障害など重度心身障害者」に対応できるグループホームの建設について、法人への働きかけ、市支援策の検討(親亡き後を見据えた取組の推進) ・今後の高齢者減を見据えた、高齢者施設との協力体制の構築 <p>○県等の動向を踏まえた医療費助成制度や各種手当支給制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏れ落ちのない助成の継続実施
4	<p>(4) 災害時への備えの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難体制の維持及び充実 	<p>○災害時の避難体制の維持及び充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の設置、対象者の把握 	<p>○災害時の避難体制の維持及び充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援課と協力し、福祉避難所の設置、対象者の把握等を実施 ・指定避難所に設置する避難スペースについては、防災安全課中心に対応 ・障害の状況により、避難所に避難できない方の在宅避難の検討 	<p>○災害時の避難体制の維持及び充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害別の避難マニュアルの作成 ・強度行動障害など、環境が変わることで障害が発生してしまう方に対する避難所での対応検討 ・停電時の人工呼吸器装着者への対応、透析実施者の通院手段の確保

施策の柱	施策の方向性と主な取組	具体的な取組	現状と課題	今後の方向性
3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現	<p>(1) 社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション支援の充実 (1-(4)と重複) 移動支援の充実 スポーツや文化活動等余暇活動の支援 <p>(2) 日中活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターの充実 日中活動系サービスの利用促進(2-(2)と重複) <p>(3) 当事者活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援 ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援 	<p>○コミュニケーション支援の充実(1-(4)と重複)</p> <p>○スポーツや文化活動等余暇活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションに必要な日常生活用具等の給付 市民啓発や職員研修の実施 障害のある方のスポーツや文化活動等余暇活動の支援 「アール・ブリュット展」開催支援 <p>○移動支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の外出時の移動手段の確保 <p>○日中活動系サービスの利用促進 (2-(2)と重複)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校等卒業後の日中の居場所の検討に必要な障害福祉サービス事業所の紹介や制度説明機会の提供 <p>○地域活動支援センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の創作的活動や生産活動の場である地域活動支援センターの運営継続 <p>○当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援</p> <p>○ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者団体の新規会員加入促進に向けた紹介チラシの配布等への協力 障害者団体が主催する勉強会や当事者のピアサポート活動など自主的な活動への支援 	<p>○コミュニケーション支援の充実(1-(4)と重複)</p> <p>○スポーツや文化活動等余暇活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を令和3年4月1日から施行 新潟日報主催のフォーラムにおいて障害者理解やコミュニケーションに関する講演会を開催(令和3年11月3日) 広報上越で障害に関する特集記事を掲載(広報上越12月号) <p>○移動支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の外出時の移動手段の確保策として、タクシー券の交付等を継続 行動援護(強度行動障害のある方等の外出時の職員派遣)について、対応できる職員が数人しかおらず、十分に対応できていない <p>○日中活動系サービスの利用促進 (2-(2)と重複)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所を紹介する説明会が開催できていない <p>○地域活動支援センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域事業終了後のピアサポート事業や地域移行、地域定着の実施体制等の検討 圏域事業がなくなることにより、地域活動支援センターの在り方の整理が必要 <p>○当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援</p> <p>○ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者団体会員は毎年度、減少。今年度から、民生委員が訪問する際に「障害者団体の紹介チラシを配付」、広報上越による障害者団体の紹介に取り組んでいる 	<p>○コミュニケーション支援の充実(1-(4)と重複)</p> <p>○スポーツや文化活動等余暇活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者理解やコミュニケーションに関する周知啓発の継続実施 <p>○移動支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> タクシー券の交付等を継続し、移動時の支援を継続 行動援護対応可能職員を育成し、利用希望者が利用できる体制を整備 <p>○地域活動支援センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域事業終了後の実施体制の検討 当事者、家族に対するピアサポートの促進 <p>○日中活動系サービスの利用促進 (2-(2)と重複)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校・特別支援学校卒業後の進路決定や日中の居場所等を考える際の参考として、障害福祉サービス事業所の説明資料を作成し、配付する。可能な限り説明会を開催 <p>○当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援</p> <p>○ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者団体の新規加入促進に向け、民生委員が障害のある方の自宅を訪問する際にチラシを配布 広報上越での障害者団体の紹介(総務管理部長答弁R3.9月議会) 圏域事業終了後は、県がピアサポート事業を地域活動支援センター等に委託検討中。R4年度に向け、保健所との協議が必要
4 就労の支援と定着の促進	<p>(1) 一般就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労先の拡大 市民や企業の意識啓発 就労定着支援 就労移行支援事業等の利用促進 <p>(2) 福祉的就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援の拡充 	<p>○就労先の拡大</p> <p>○市民や企業の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用する側・支援する側・障害のある人自身もお互いに異なる人格と個性を理解し、認め合い、支え合う環境づくりに向けた啓発の実施 企業や商工団体、農業者等への訪問やセミナーの開催等によるPR活動の実施 企業の障害者理解を促進し、障害者の特性やニーズを踏まえた業務の募集 障害者雇用の実績がある企業の経験談の共有、福祉事業所同士の情報交換の機会の増 企業への職場実習の受入れに対する支援体制などの周知 ジョブサポーターが中心となり、関係機関と連携しながら実習受け入れ先や新規就労先の開拓を推進 <p>○就労定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 定着率向上事例の共有等を通じた一般就労及び定着できる人材の育成 <p>○就労移行支援事業所の利用促進</p> <p>○就労継続支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就労者が魅力を感じる新たなメニュー(パソコン入力作業等)の実施 個人の特性を踏まえた仕事や事業所のマッチング、相談等の支援実施 	<p>○就労先の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワーク、障害者就業・生活支援センターさくら主催の障害者就労セミナー開催 <p>○市民や企業の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業の障害者雇用に関する情報不足 障害者自身の規則正しい生活に関する問題 障害者雇用を義務付けられた企業について、約2割が雇用をしていない 就労支援事業所Aの不足、Bの充足 障害者自身の意欲の高揚 <p>○就労定着支援</p> <p>○就労移行支援事業所の利用促進</p> <p>○就労継続支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ジョブサポーターを配置し、就労移行、就労定着支援を実施 受注先の開拓や営業活動に取り組んでいる上越ワーキングネットの活動を支援 農作業受託の開拓・継続のための取組を実施 自立支援協議会、就労支援部会を開催している 	<p>○就労先の拡大</p> <p>○市民や企業の意識啓発</p> <p>○就労定着支援</p> <p>○就労移行支援事業所の利用促進</p> <p>○就労継続支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ジョブサポーターの配置等の取組継続 <p>※就労支援部会において、検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業側の考えの聴取 企業側へのPR 企業対象のアンケートの実施 先進事例から学ぶ機会の検討 企業への情報提供方法の検討、情報提供機関の整備 就労支援事業所同士のつながりの強化
5 障害児支援体制の整備	<p>(1) 児童発達支援事業等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援事業等の充実 こども発達支援センターにおける障害児支援体制の強化 <p>(2) 重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害のある子に対応した児童発達支援事業の実施 重症心身障害のある子に対応可能な放課後等デイサービス事業を拡充 <p>(3) 医療的ケア児支援体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児支援体制の充実 医療的ケア児支援のための協議の場の設置 	<p>○児童発達支援事業等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の障害特性やニーズ等に合わせた事業所やサービスの選択が可能な体制の構築 <p>○こども発達支援センターにおける障害児支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における中核的機能を有する機関として、発達相談や保育園等への巡回相談、療育の提供のほか、保育所等訪問支援事業(R3.4～)を実施 <p>○重症心身障害のある子に対応した児童発達支援の実施</p> <p>○重症心身障害のある子に対応可能な放課後等デイサービス事業を拡充</p> <p>○医療的ケア児支援体制の充実</p> <p>○医療的ケア児支援のための協議の場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児支援体制についての継続的な協議の実施 医療的ケア児の計画相談を受ける相談支援専門員を増やすため、研修会を開催 重症心身障害児等の緊急的な受入れに常時対応できるよう、医療機関における病床を確保 	<p>○児童発達支援事業等の充実</p> <p>○こども発達支援センターにおける障害児支援体制の強化</p> <p>○重症心身障害のある子に対応した児童発達支援の実施</p> <p>○重症心身障害のある子に対応可能な放課後等デイサービス事業を拡充</p> <p>○医療的ケア児支援体制の充実</p> <p>○医療的ケア児支援のための協議の場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> こども発達支援センター利用児の状況 ⇒ 就学前児童の約2割 早期に障害のある子を支援につなぐために、保護者の障害受容が必要 発達障害や注意欠陥多動性障害の子などが増加傾向にあり、療育の重要性が高まっている 放課後等デイサービスの利用希望が増加。放課後等デイサービスは児童の療育支援であるため、基本的に毎日の利用はできない 重症心身障害のある子を見ることができない事業所数が少ない 重症心身障害のある子の医療機関の問題 医療的ケア児(特に人工呼吸器装着児)を受け入れる福祉事業所が少ない 法が改正され、医療的ケア児への支援が地方自治体にも強く求められている 自立支援協議会、重心・医療ケア部会を開催している 	<p>○児童発達支援事業等の充実</p> <p>○こども発達支援センターにおける障害児支援体制の強化</p> <p>○重症心身障害のある子に対応した児童発達支援の実施</p> <p>○重症心身障害のある子に対応可能な放課後等デイサービス事業を拡充</p> <p>○医療的ケア児支援体制の充実</p> <p>○医療的ケア児支援のための協議の場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 重心・医療ケア部会の中で、様々な課題の洗い出しを行っている 児童の療育の中核的な立場にあるこども発達支援センター事業の継続 乳幼児健診における親子コミュニケーション支援、丁寧な親子コミュニケーション支援の継続 障害者団体等と協力し、ピアサポート事業を実施。障害のある子を早期の療育につなげるための障害受容への働きかけを実施 放課後等デイサービス事業所の計画的な定員確保 特別支援学校に通う児童の早朝の預かりの確保 重症心身障害のある子を受け入れることができる福祉事業所の確保 市内医療機関では対応できない現状への対応(市外病院への通院交通費の支給継続・拡充、市内に重症心身障害のある子に対応可能な医療機関の誘致(県要望の継続)) 保育園、学校での受入れの見通しなど、保育課や学校教育課との連携 市内福祉事業所での積極的な受入れについて、働きかける